

R8 研究不正防止活動計画

公益財団法人レーザー技術総合研究所は、研究活動上の不正行為等に関する規程および公的研究費の取扱いに関する規程に基づき、研究活動における不正を防止するため、不正防止計画基本方針を定めるとともに、以下のとおり研究活動における不正防止活動計画を定める。

項目		具体的な方策
1. 法人の責任体系の明確化	1. 責任体系の明確化	・最高責任者（理事長）のリーダーシップのもと、規程等に定められている責任体系にもとづき、実効的な管理監督を行う。
	2. 監事に求められる役割の明確化	・監事に対して不正防止計画にもとづく活動結果について情報提供を行う。 ・監事は、報告を受けた結果について、役員会等において定期的に報告し、意見を述べる。
2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備	1. コンプライアンス教育、啓発活動	1. コンプライアンス研修 ・不正防止行為防止規程や公的研究費取扱い規程の適正な運営・管理を推進し、職員に対するコンプライアンス研究、研究倫理教育等を実施する。具体的には、全職員を対象とした日本学術振興会等が実施する研究倫理e-ラーニングを3年毎に受講する。 ・公的研究費に関するルールの周知徹底を図る。 2. 啓発活動 ・職員に対して不正行為を行わないこと等を記載した誓約書の提出を求める。 ・不正防止計画や内部監査の結果、他機関で発生した不正事案を所内会議等で周知し、啓発活動を行う。
	2. ルールの明確化	・物品購入に関するマニュアル、出張旅費等に関するマニュアルを整理し、ルールを明確にする。 ・公的研究費使用に関する取扱いをハンドブック化
	3. 職務権限の明確化	・決裁権限規程や所内ルール等と実際の業務運行をチェックし、乖離があれば、所内会議等で報告、議論し適正な処置を行う。

R8 研究不正防止活動計画

公益財団法人レーザー技術総合研究所は、研究活動上の不正行為等に関する規程および公的研究費の取扱いに関する規程に基づき、研究活動における不正を防止するため、不正防止計画基本方針を定めるとともに、以下のとおり研究活動における不正防止活動計画を定める。

項目		具体的な方策
	4.告発等の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・職員に対しては、コンプライアンス教育等で具体的な告発の取扱いについて周知徹底する。 ・取引業者等の外部者に対しては、相談窓口及び告発等の窓口の仕組み（連絡先、方法、告発者の保護を含む手続等）について、ホームページ等で積極的に公表し、周知を図る。
3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施	不正防止計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・内部監査結果およびチェックシート等からリスク要因を分析し、必要な対策を盛り込んだ不正防止計画への見直しを行う。
4. 研究費の適正な運営・管理活動		<p>1.予算執行管理</p> <p>予算執行状況を確認し、予算執行が当初計画に比較して著しく遅れている場合は、研究計画の遂行に問題がないか確認し、問題があれば改善策を講じる。</p> <p>2.不正取引の未然防止</p> <p>一定額以上の取引に関して、不正に関与しない旨を記載した誓約書の提出を求める。</p>
5. 情報発信・共有化の推進		<ul style="list-style-type: none"> ・競争的研究費等の使用に関するルール等について、機関内外からの相談を受け付ける窓口を設置に総務部に設置し、ホームページに掲載する。 ・競争的研究費等の不正への取組に関する機関の方針および規程等をホームページで公表する。

R8 研究不正防止活動計画

公益財団法人レーザー技術総合研究所は、研究活動上の不正行為等に関する規程および公的研究費の取扱いに関する規程に基づき、研究活動における不正を防止するため、不正防止計画基本方針を定めるとともに、以下のとおり研究活動における不正防止活動計画を定める。

項目	具体的な方策
6. モニタリングの実施	総務部は内部監査を年1回実施する。内部監査では、不正が発生するリスクを抽出して監査を行い、改善を要する事項については直ちに対策を講じる。 ・なお、内部監査の実施に当たっては、不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、リスクアップローチ監査を実施する。